

甲良町子ども読書活動推進計画

平成30年3月

甲良町教育委員会

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 甲良町の子どもの読書状況
- 3 計画の期間

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標
- 2 基本的方針

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 保育センターにおける（子どもの）読書活動の推進
甲良東保育センター
甲良西保育センター
- 2 子育て支援センターにおける（子どもの）読書活動の推進
甲良町子育て支援センター
- 3 小学校における（子どもの）読書活動の推進
甲良東小学校
甲良西小学校
- 4 中学校における（子どもの）読書活動の推進
甲良中学校
- 5 保健センターにおける（子どもの）読書活動の推進
- 6 町立図書館における（子どもの）読書活動の推進

第4章 啓発広報と計画の推進

- 1 啓発広報等の推進
- 2 推進体制の整備

第5章 指標の設定

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

「読書」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものです。

しかしながら、情報メディアが広く浸透している現在、子どもの生活環境は大きく変化してきており、テレビ・ゲーム・インターネット・携帯電話やスマートフォンなどの普及は、活字文化の衰退や「活字離れ」、「読書離れ」を引き起こしています。

このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律により、子どもの読書活動推進計画を策定・公表することが国および地方公共団体の責務とされました。平成25年5月には、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第3次)が閣議決定され、子どもの読書活動を広く支援しています。滋賀県においても、平成17年2月「滋賀県子ども読書活動推進計画」(第1次)が策定され、その後の取り組みを踏まえて平成26年12月には「滋賀県子ども読書活動推進計画」(第3次)が策定されています。

甲良町でも、これらの国、県の計画を基本とし、子どもの読書活動を支援するため「甲良町子ども読書活動推進計画」を策定しました。そして、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるように、また適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるように、この計画に従って環境の整備に努めていきます。

2 甲良町の子どもの読書状況

滋賀県では、小学校4年生から6年生、中学校1年生から3年生を対象に「子どもの読書活動に関する調査」を実施し、毎年5月の1か月間に読んだ書籍冊数(ただし、教科書、学習参考書、漫画、雑誌、ふろくを除く)を調査しています。

この調査で、平成29年度の甲良町内の小中学生の1か月平均読書冊数は小学校で4.8冊(8.1冊)、中学校では2.2冊(3.1冊)となっています。学年別では、小学4年生は6.9冊(9.3冊)、小学5年生は3.5冊(8.1冊)、小学6年生は3.7冊(6.9冊)、中学1年生は2.7冊(3.9冊)、中学2年生は2.2冊(3.1冊)、中学3年生は1.6冊(2.4冊)となっており、県全体の状況と比べると、各学年とも下回っています。

書籍の冊数で読書量を単純に比較できませんが、読書量の少ない子どもがより読書に親しめるような取組が必要です。

()内は滋賀県 平成29年度の数値

平成 29 年度平均読書冊数

	甲良町	滋賀県
小学校 4 年生	6, 9 冊	9, 3 冊
小学校 5 年生	3, 5 冊	8, 1 冊
小学校 6 年生	3, 7 冊	6, 9 冊
中学校 1 年生	2, 7 冊	3, 9 冊
中学校 2 年生	2, 2 冊	3, 1 冊
中学校 3 年生	1, 6 冊	2, 4 冊

3 計画の期間

平成 29 年度から概ね 5 か年とし、必要に応じて見直します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」を進めます。

2 基本方針

(1) 子どもが気軽に本と出会い、本と親しむ環境づくり

子どもが読書の楽しみに気づき、読書習慣を身につけるために、乳幼児期から本と気軽に親しみ、自由に出会い、触れることのできる環境づくりを推進します。

(2) 家庭・学校・保育センター・地域などの連携の促進

子どもが自主的に本と親しみ、読書が好きな子どもに育っていくためには、家庭、学校、保育センター、地域および行政を含めた町全体での連携、協力が必要です。それぞれの担う役割を果たすとともに資質の向上に努め、連携、協力しながら関わっていきます。

(3) 子どもの読書活動推進のための情報発信と啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、広く町民に理解を深め関心を高めてもらう必要があります。そのため、広報やホームページ、各関係機関において、町民の方々との日々の会話などの機会を通して情報発信に努め、啓発、広報活動の充実を図ります。

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

読書活動は、心身の成長発達と深く関わっており、子どもがそれぞれの発達段階に応じて興味を持った絵本や本を読むことは、子どもの発達課題の達成を助けることになります。

そのために、発達段階に応じた子どもの読書活動を推進する環境づくりを進めていくことが必要です。

1 保育センターにおける読書活動の推進

甲良東保育センター

(1) 現状

園では、読み聞かせを通して子どもたちが絵本やおはなしに親しむことを大切にしています。また、保育室はもちろん、玄関や共有スペースに季節に合った絵本や、子どもたちの興味ある題材の絵本を置くなど、本に触れる機会を増やし、読書の楽しさを感じられるようにしています。

また、家庭で絵本に触れる環境づくりとして、毎週水曜日に絵本貸し出しを行う他、保護者向けの啓発として『くれよん文庫だより』を年間5回ほど発行して絵本の紹介や読み聞かせの大切さなどについて知らせています。

しかし、保護者の中には、子どもが喜んで持ち帰った絵本も読まないで返却する、子どもと共に絵本を楽しまず、子どもだけが絵本を見ているといった姿を見受けるなど、保護者に絵本の大切さなどが十分に浸透していない現状があります。

(2) 今後の取組み

絵本・童話・紙芝居・視聴覚教材などを、保育の中で子どもが見たり聞いたりする機会の充実に努めます。職員が講座や研修会に参加し、保育者が本に対する知識や読み聞かせの技能を高めるとともに、地域の読書ボランティアとの連携を図り、子どもたちが乳幼児期にふさわしい絵本やおはなしに触れる環境を整えます

保護者に対しては、絵本の素晴らしさや家族でふれあうことの大切さを伝えるとともに図書館や読書ボランティアと連携し、絵本の選び方や読み聞かせの仕方などの研修機会を充実させて、本の紹介や行事案内など情報を提供していきます。

甲良西保育センター

(1) 現状

普段の保育の中で毎日読み聞かせを行っており、子どもたちは絵本が大好きで集中して見えています。読み聞かせだけでなく、保育室はもちろん玄関にも季節に合った絵本や、子

どもたちの興味ある題材の絵本を置き、自由に見られるようにしています。

また、毎週水曜日には絵本の貸し出しを行い、自分の好きな絵本を1冊借りています。3、4、5才児は自分で選んでいますが、0、1、2才児は子どもが好きそうな絵本を保育士が選んで貸し出しをしています。また、0、1、2才児については親子のふれ合いを目的に、10月から12月にかけて年齢ごとに1ヶ月間、親子貸し出しを行っています。

これまでの取り組みにより、子どもたちは絵本に親しむことで様々な力が育っていると感じます。しかし子どもたちは興味をもっている、保護者の中には貸し出した絵本を読まずに返却する、子どもと共に絵本を楽しまず、子どもが自分一人で絵本を見ているといった状況もあります。保護者への啓発として、『かるがも文庫だより』を年に5回ほど発行し、子どもの好きな絵本の紹介や、絵本の読み聞かせの大切さなど知らせてはいますが、なかなか理解してもらえないので、今後どのように啓発していくかが課題です。

(2) 今後の取組み

園での取り組みにより、保育センターでは十分絵本に親しんでいます。貸し出し絵本がどのように活用されているか、家庭でどの程度親しむ時間が持っているか等、十分把握できていないところがあります。また、絵本に対する意識が低い保護者がいるように思うので、状況を把握すると共に、保護者への啓発活動を進めます。

2 子育て支援センターにおける読書活動の推進

子育て支援センター

1) 現状

子育て支援センターでは、毎週木曜日に「おはなしタイム」を設け、支援センター職員（保育士）による絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。親子でお話の世界を楽しむことで、家庭でも読み聞かせをしてもらうきっかけづくりになっています。さらに、気軽に絵本に触れ合ってもらえるように絵本の貸し出しも行っています。

また、親子教室では、小さい子どもがいるからと遠慮される方々がおられると考えられることから、毎回、保育士による読み聞かせを行うほかに、図書館司書の方を招き、読み聞かせを楽しむ機会を持ったり、実際に図書館に見学に行き、親子で本と出合う場づくりを行っています。

(2) 今後の取組

事業を通して初めて図書館に来たという声も聞かれ、新たに「図書館カード」を作られる方もおられます。そこで、図書館がもっと身近なものとなるように、図書館で開催され

る様々な未就学児対象の催しや行事を支援センターのひろばに大きく掲示したり、子育てアプリで紹介するなど、保護者の目に触れる機会を増やすことが必要だと考えます。

さらに、今後も、支援センターのイベントや教室の中で図書館の施設や司書と出会う機会を意図的に計画することで、小さな子どもがいても利用しやすい環境を整えるとともに、小さいうちから絵本などに触れることの重要性を知らせることが必要だと感じます。

3 小学校における読書活動の推進

甲良東小学校

(1) 現状

本校の学校図書館はオープンスペースにあり、休み時間には児童が自由に本を手にとることができる場所となっています。平成27年度には県の学校図書館リニューアル事業として、児童が使いやすい図書館を目指し、県立図書館の職員、読書ボランティア、町立図書館、本校職員の作業によって、配置換えや分類ごとの整理を行いました。

児童による図書委員会が設けられており、図書委員による貸し出しが週4日行われています。図書委員会の児童が、季節ごとの掲示物を作ったり、課題図書やおすすめの本を紹介したりする活動を行っています。

毎日昼の掃除の後、10分間の読書タイムがあり、児童は各自が選んだ本を読み、本に親しむとともに、午後の学習へ向けて気持ちを落ち着ける時間ともなっています。月に1度は読書タイムの時間に、読書ボランティアと拡大紙芝居の方による読み聞かせの時間もあり、楽しみにしています。

学校が町立図書館に近接しているという立地のよさから、2年生以上の学年はおおよそ2週間に1度、町立図書館へ足を運んでいます。また、町立図書館から学期ごとに学級への貸し出しがあり、学級文庫と共に教室へ配置しています。

(2) 今後の取組

本校は町立図書館と近接しており、図書館に親しみをもっている児童が多いと感じます。絵本バッグには常に何冊かの本が入っており、読書タイムも定着してきています。しかし、学校調査での保護者の解答では、「子どもが本に親しんでいると思いますか」の問いに対し、「そう思わない」「ややそう思わない」の割合が29%と他の調査項目に対し高くなっています。学校での様子と家庭での様子に違いもあるようです。

読書量の調査(上学年)では、1ヶ月あたり平均10冊以上の本を読んでいる児童が31%いるという結果が出ました。一方で、0冊、1冊という児童も約11%ありました。上学年になるほど読書量に開きが出ているようにも感じます。その一因として、子どもたちは、自分が読みたい本を探すことに慣れていないことがあると考えられます。町立図書館へ行

っても借りる本を見つけられない児童もあります。また、いつも同じシリーズの本を読み、読書に広がりが見られない児童もあります。このことから、低学年のうちから、テーマに合う本の探し方を学ぶことや、ブックトークやアニメーションなどを通して、一つのテーマから様々な本に出会う体験をすることが必要であると考えます。

町立図書館には新刊や読み物の本の種類も多く、児童は町立図書館で本を借りるため、学校図書館での貸し出しは決して多いものではありません。町立図書館との役割をはっきりとさせ、学校図書館は主に学習センターとして、調べ学習に対応できる資料の選定や充実に努めていくことが大切であると思われます。また、オープンスペースにあることで、冷暖房がきかない環境を少しでも改善する整備が求められると考えます。

子どもたちにとってよりよい読書環境をつくっていくために、一層町立図書館の司書の方と連携し、読書の楽しさを感じ自分から本を選び、親しむことができるような児童の育成をめざして職員の研修や教育活動に取り組んでいきます。

甲良西小学校

(1) 現状

5月に行った「H29年度子どもの読書活動に関する調査」の結果を見ると、1ヶ月に読んだ本の冊数の上学年平均が3.4冊、4年生が5.5冊、5年生が1.7冊、6年生が3冊となっており、全国平均よりもかなり下回っています。また、1ヶ月で読んだ本の冊数について「0または1冊」と答えた生徒は4年生12%、5年生40%、6年生9%となっており、不読率は学年によっても差があるように感じます。

本校では月に1回、絵本ボランティアによる全学年への読み聞かせの時間や、2週間に1度、町立図書館からの移動図書館を利用する時間があり子どもたちも楽しみにしています。

また、学校ホールなどに本棚を設置し、子どもの身近な所で本が読めるよう工夫しています。児童による活動では、図書委員会を中心に月に1度は図書に関する活動を実施しています。そして担任以外の先生に朝の時間を使っての読み聞かせや、町立図書館司書による読み聞かせの会の開催等、子どもたちに本を読む楽しさを伝える活動を行っています。

しかし、学校全体で読書の時間という時間を設けているわけではないので、読書の時間に学年差があるように感じています。図書室の利用が少なく、利用者が偏っており、家庭で本を読んだり、読んでもらったりする機会が大幅に減少していることも考えられます。

(2) 今後の取組

町立図書館とも連携し、子どもたちが本を学習の中で使えるように教材として单元ごと

に本の貸し出しをしていただき、子どもたちが身近に本に親しめる環境作りを行っていきます。また、児童が使いやすい学校図書館を目指し、読書ボランティア、町立図書館、本校職員の作業によって、配置換えや分類ごとの整理を行い、児童が少しでも多くの本と親しめるような環境を作っていきたいと思います。また、学校図書館リニューアルについては、甲良西小学校での取り組みのなかで、配架の整理などで活用できる状況があれば実施する方向で検討していきたいと思います。

さらに、全校一斉に本に関わる活動や機会を計画し、図書室では利用が増えるような工夫の検討や新しい情報を提供できるよう蔵書の充実、教室内での“学級文庫”の充実等、子どもが日常的に本に出会える環境を整備することに努めます。

4 中学校における読書活動の推進

甲良中学校

(1) 現状

本校では、「朝の一斉読書」を毎日 5 分間取り組んでいるが、取り組み状況には個人差が大きく、また、学年が上がるにつれて、本を読まなくなる傾向にあります。5 月に行った「H29 年度子どもの読書活動に関する調査」の結果を見ると、1 ヶ月に読んだ本の冊数の全校平均が 2,2 冊、1 年生が 2,7 冊、2 年生が 2,1 冊、3 年生が 1,6 冊となっており、全国平均よりもかなり下回っています。また、1 ヶ月で読んだ本の冊数について「0 冊」と答えた生徒は 1 年生 7 %、2 年生 3 2 %、3 年生 5 4 %となっており、不読率は学年が上がるに従って高くなり、特に 3 年生は約半数と高い割合になっています。

また、本校では生徒指導上の問題から、昼休みの図書室の常時の開室・貸し出しができておらず、生徒にとっては、図書室が身近な存在ではない現状があります。図書委員による月 1 回の学級文庫入れ替えにより、生徒は図書室の本を読むことができますが、本に興味のある生徒しか手に取らないという現状です。

(2) 今後の取組

「朝の一斉読書」の推進。「朝読書」の時間をより多くの生徒が本を読む時間にする事です。普段、本を読む習慣がない生徒も、場所と時間を設けるこの時間に少しでも本に親しむことができる時間になるように努めます。

読書環境の整備と充実。定期的に図書室を開室し、本の貸し出しを行って、「朝読書」で全員読む本がある状況にすることと、気軽に本を手にとれるような時間を作る必要があります。また、本に対する興味、関心が持てるようにレイアウトなどを工夫していきます。そのために「学校図書館リニューアル事業」により図書室を全面リニューアルされた甲良

東小学校に見学に行くなど、図書室のレイアウトの仕方などを学びます。また、話題の本や季節に合わせた本を発達段階の系統性を踏まえつつ、テーマを設定した展示コーナーを設けて紹介します。そして生徒が選書しやすい環境を作り、学級文庫の冊数増や、様々なジャンルの本を設置するなどして充実を図ります。

地域の図書館との交流と連携。月刊の「図書館だより」を図書室前に掲示して、町立図書館に入った新しい本や「映画会」などの図書館の催しを紹介します。また、図書館司書の方に「ブックトークの会」の企画や、選書のアドバイスを頂くなど、町立図書館と連携できる取組を進めていきたいと考えています。

5 保健センターにおける読書活動の推進

(1) 現状

1歳おめでとう訪問事業において、同意された方のお宅に民生委員・児童委員の家庭訪問を実施しています。育児に関する様々な不安や悩みを聞く機会を通じて、1歳のお祝いの絵本をプレゼントしています。また、図書館のブックスタート事業、ブックスタートフォローアップ事業を4ヶ月児健診、2歳6ヶ月児健診時に図書館と連携し実施しています。

(2) 今後の取組

乳幼児健康診査の時等に、会場に絵本を置いて乳児の段階から絵本に親しみ、親子で絵本にふれあうことの大切さを理解してもらう取組みを図書館と連携し継続して進めて行きます。

6 町立図書館における読書活動の推進

【図書館の役割】

図書館は地域の情報の拠点です。子どもたちにとっては、身近に本とふれあえる場所であり、読書の楽しさを知り、想像力や考える力を育て、生きる力を培うための施設です。図書館は、子どもたちと本をつなぐ架け橋の役割を担っています。

(1) 現状

町立図書館では、すべての住民へのサービスを実施するとともに、特に児童サービスに重点をおき運営してきました。図書館への来館促進、本を手渡し読書活動への興味関心をつなげるため、様々な行事を開催しています。

・行事

乳幼児から小学生を対象とした「おはなし会」、0～2歳の幼児と保護者を対象とした「びよびよひよこのおはなし会」、「子ども映画会」、特別行事として「子ども読書の日おたのしみ会」「科学教室」「人形劇」「音楽会」「図書館まつり（絵本作家によるライブ等）」などを実施しています。行事ごとに関連する図書を展示・紹介し、読書活動につなげるよう努めています。

・読書案内

毎月、子どもたちが本に興味を持てるよう工夫した読書案内を発行し、保育センター、小学校に配布しています。春夏冬の長期休業時にも、対象年齢に合わせた読書案内を発行しています。

・連携

学校や関連機関との連携により、読書活動の推進に努めています。保育センター来館時におけるおはなし会、東西小学校への全学年出前おはなし会、東小学級文庫（学期ごとに全クラスへ配置）、西小移動図書館（2週間に1回）、支援センターで開催される親子ふれあい教室への図書館紹介とおはなし会等を実施しています。

・乳幼児

就学前の子どもたちへの取組みとして、ブックスタート（全ての子どもに本と出会う機会を持ってもらうため、4ヶ月の赤ちゃんに赤ちゃん絵本のプレゼント）、ブックスタートフォローアップ（2歳半の子どもに、親子関係が深まる内容の絵本をプレゼントし、図書館利用を促進）を実施しています。

(2) 今後の取組

課題として、中学生から大学生までの年齢層の利用が落ち込んでいます。また、よく利用している小学生においても、コミックエッセイや内容を漫画で紹介している図書に人気集中しており、読みもの（小説）の利用の割合は多いとは言えません。じっくり文字を読み、言葉を蓄え、考える力、伝える力を育み、生きる力を培うために読むことの楽しさと大切さを伝えていきます。

・ブックスタート、ブックスタートフォローアップ（継続）

ブックスタート事業は、平成18年7月開始し、赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験を提供しながら絵本を手渡すことで、保護者と赤ちゃんが絵本を介して楽しくあたたかい時間を持つきっかけをつくり、図書館利用を促すことを目的としています。

また、ブックスタート事業だけでは4ヶ月乳児のみの単発的な事業となっていることから、その後の図書館利用につなげるため、平成28年よりブックスタートフォローアップ事業を開始しました。

このように、就学前の乳幼児に対し、継続的に図書館利用を促すことで、読書を身近に習慣づけをすることを目的としています。

現状としては、対象の全乳幼児に配布できていることから、今後は配布後に期間をおき、

アンケート等により事業の分析をおこなっていきます。

- ・YA（ヤングアダルト）

YA コーナー作りや、ホームページ上に読書案内をアップするなど、青年層の利用を促進していきます。

- ・イベントの企画

関連機関と協力し、読書の楽しみを広げるためのイベントを企画開催し、読書活動の推進に努めてまいります。

第4章 啓発広報と計画の推進

1 啓発広報等の推進

子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について、町民の理解と関心を深めることが大切です。甲良町では、子ども読書活動の推進に向けた啓発を広報やホームページなどを活用して広く住民に周知します。また、それぞれの関係機関においても読書活動の啓発に努めます。

2 推進体制の整備

この「甲良町子ども読書活動推進計画」の推進にあたり、関係機関と連携、協力し、子どもの読書活動の推進を図ります。また、滋賀県や他の市町と連携し、この計画の推進に努めます。

甲良町教育委員会社会教育課において、子どもの読書に関わる取組を収集し、目標の達成状況を把握するとともに、その取組について適切な進行管理に努めます。また、必要に応じて推進委員会を設置します。

第5章 指標の設定

この計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、次のとおり数値目標を設定します。この指標の達成状況の把握などによって、この計画の進行管理を行っていきます。この目標は、子どもの読書活動の推移に必要と考えられる施策を行ううえでの目安として掲げるものであり、その達成を義務付けるものではありません。

	指 標 名		現 状 (H29)	目 標 (H34)
1	甲良町内の児童生徒が1か月に読んだ書籍の平均冊数	小学校	4.8 冊	6.5 冊
		中学校	2.2 冊	4.2 冊
2	甲良町内の児童生徒の不読率	小学校	7%	5.6%
		中学校	30.2%	20.2%
3	町民1人当たりの甲良町立図書館での年間貸出冊数		8.48 冊	8.5 冊
4	町民1人当たりの甲良町立図書館での児童図書年間貸出冊数		3.7 冊	4.0 冊
5	町立図書館で蔵書にしめる児童図書の割合		32.9%	33.5%

参考資料

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 文字・活字文化振興法
- ・ 子どもの不読率と平均読書冊数の推移

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共

団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な

推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

Ⅱ 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

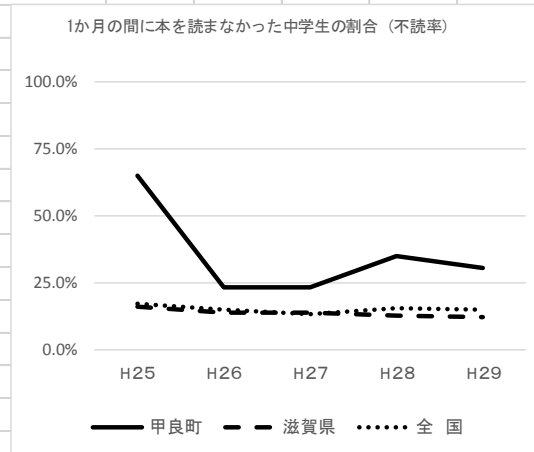
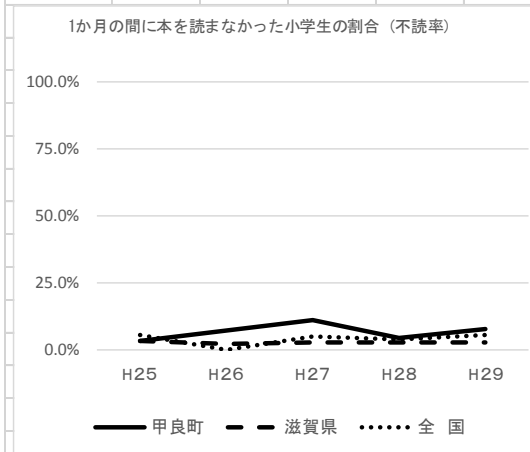
第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要 な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

子どもの不読率と平均読書冊数の推移

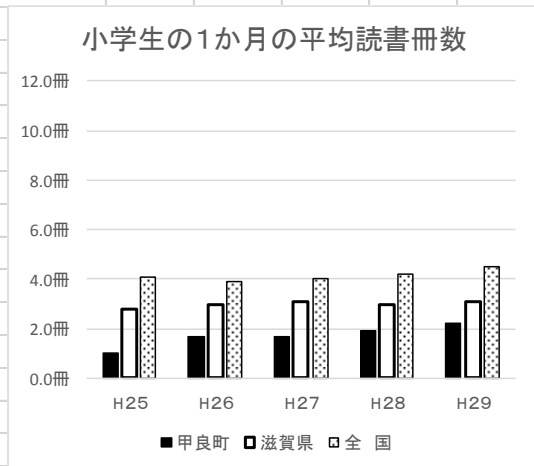
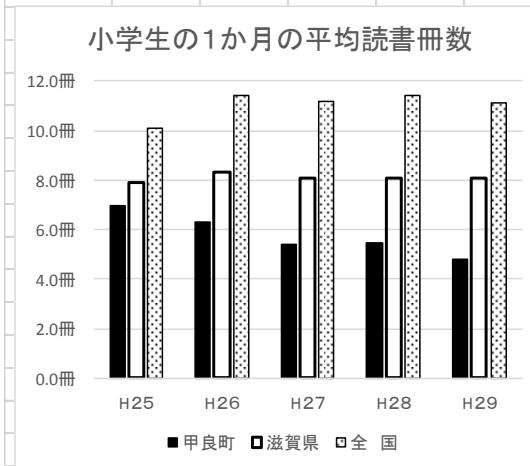
①1か月の間に本を読まなかった子どもの割合（不読率）

小学生	H25	H26	H27	H28	H29	中学生	H25	H26	H27	H28	H29
甲良町	3.5%	7.4%	11.3%	4.2%	7.5%	甲良町	64.9%	23.4%	23.3%	35.0%	30.2%
滋賀県	3.1%	2.4%	2.5%	2.6%	2.9%	滋賀県	15.9%	13.9%	13.8%	12.6%	12.3%
全 国	5.3%	3.8%	4.8%	4.0%	5.6%	全 国	16.9%	15.0%	13.4%	15.4%	15.0%



②子どもの1か月の平均読書冊数

小学生	H25	H26	H27	H28	H29	中学生	H25	H26	H27	H28	H29
甲良町	7.0冊	6.3冊	5.4冊	5.5冊	4.8冊	甲良町	1.0冊	1.7冊	1.7冊	1.9冊	2.2冊
滋賀県	7.9冊	8.3冊	8.1冊	8.1冊	8.1冊	滋賀県	2.8冊	3.0冊	3.1冊	3.0冊	3.1冊
全 国	10.1冊	11.4冊	11.2冊	11.4冊	11.1冊	全 国	4.1冊	3.9冊	4.0冊	4.2冊	4.5冊



※甲良町、滋賀県の数値は、子ども読書活動に関する調査（滋賀県教育委員会）による。
 全国の数値は、学校読書調査（毎日新聞社）による。